

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
翌日の翌日)

目次

◇告 示 字の区域の変更
字の区域の変更等
土地改良法による換地処分(二件)

告 示

鳥取県告示第五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による関金地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生

ずる。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十六年八月十日の地番による。)

大字松河原字向
田

大字松河原字向田の全域並びに大字関金宿字佐野七二一から七二四までの一部、七二八の一部、七二九から七三一まで、七四六の一、七四六の五、七四六の六、七四七及びこれらと一体をなす国有地

大字関金宿字土
手ノ内

大字関金宿字土手ノ内のうち一八七、一八八の一、一八八の四、一八八の六及び一八八の七と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字関金宿字出
口

大字関金宿字出口の全域、大字関金宿字土手ノ内一八七、一八八の一、一八八の四、一八八の六及び一八八の七と一体をなす国有地の一部並びに大字関金宿字大工前四二六、四二七の一部、四二八、四二九の一部、四三〇の一部、四三二の一部、四三四の一部、四三五から四三七まで、四三七の一、四三八、四三八の二、四三八の三、四三九の一部、四三九の二、四三九の三、四三九の四、四四〇の一部、四四一の一部、四四二の一部、四四三の一部、四四四の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字関金宿字大
工前

大字関金宿字大工前のうち四二六、四二七の一部、四二八、四二九の一部、四三〇の一部、四三二の一部、四三四の一部、四三五から四三七まで、四三七の一、四三八、四三八の二、四三八の三、四三九の一部、四三九の二、四三九の三、四三九の四、四四〇の一部、四四一の一部、四四二の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四五

<p>大字関金宿字宮ノタワ</p>	<p>大字関金宿字宮ノタワのうち四六〇の一部、四六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字関金宿字大工前四二三及び四五九と一体をなす国有地の一部、大字関金宿字柿ノ木田五〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字横路八四四の一、八四四の二、八四五の一の一部、八四五の二の一部、八四五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字関金宿字柿ノ木田</p>	<p>大字関金宿字法大神</p>
<p>の二部、四五七の一部、四五八、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字関金宿字法大神五六八の一部、五六九の一部、五七〇の六の一部、五七五の一部、五七六の一部、五九八の一部、五九八の一部、五九九の一部、六〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五一、五九七の一及び六〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字関金宿字大工前四五〇の一部、四五四の一部、四五五の一部、四五七の一部、四五八、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字関金宿字柿ノ木田五三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金</p>	<p>大字関金宿字宮ノタワのうち四六〇の一部、四六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字関金宿字大工前四二三及び四五九と一体をなす国有地の一部、大字関金宿字柿ノ木田五〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字横路八四四の一、八四四の二、八四五の一の一部、八四五の二の一部、八四五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字関金宿字柿ノ木田のうち五三〇の四、五三二の一部、五三三から五三六まで、五三七から五三九までの一部、五〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字関金宿字大工前四五九と一体をなす国有地の一部、大字関金宿字宮ノタワ四六〇の一部、四六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字関金宿字法大神五五一と一体をなす国有地の一部並びに大字関金宿字敷尻六〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字関金宿字法大神のうち五六八の一部、五六九の一部、五七〇の六の一部、五七五の一部、五七六の一部、五七六の二の一部、五九八の一部、五九九の一部、六〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五一、五九七の一及び六〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字関金宿字大工前四五〇の一部、四五四の一部、四五五の一部、四五七の一部、四五八、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字関金宿字柿ノ木田五三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金</p>
<p>大字関金宿字敷尻</p>	<p>大字関金宿字下佐野</p>	<p>大字関金宿字佐野</p>	<p>大字関金宿字横路</p>
<p>宿字敷尻六〇五の二の一部、六〇五の二の一部、六〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字関金宿字下佐野のうち六六一の一部、六六二の一部、六六二の二の一部、六六三の一部、六九三の一部、六九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字関金宿字柿ノ木田五三〇の四、五三二の一部、五三三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字敷尻六二三の二の一部、六二三の三の一部及び六二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字関金宿字佐野のうち七二一から七二四までの一部、七二八の一部、七二九から七三一まで、七四六の一、七四六の五、七四六の六、七四七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字関金宿字下佐野六九三の一部、六九七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字関金宿字横路のうち八一〇の三、八四四の一、八四四の二、八四五の二の一部、八四五の二の一部、八四五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字関金宿字山王河原八五〇の一、八五〇の四、八五一から八</p>

<p>大字関金宿字山</p>	<p>五八まで、八五九の二、八六〇の二の一部、八六一、八六二の二から八六二の五まで、八六二の六の一部、八六三、八六四の三、八七一の一、八七二の四、八七二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字下天王九三七の二の一部及び九三七の四の一部</p>
<p>大字関金宿字山 王河原</p>	<p>大字関金宿字山王河原のうち八五〇の一、八五〇の四、八五一から八五八まで、八五九の二、八六〇の二の一部、八六一、八六二の二から八六二の五まで、八六二の六の一部、八六三、八六四の三、八七一の一、八七二の四、八七二及びこれらと一体をなす国有地以外区域並びに大字関金宿字下天王九三七の二の一部及び九三七の四の一部</p>
<p>大字関金宿字中 道端</p>	<p>大字関金宿字中道端の全域、大字関金宿字上垣内一〇八八の一の一部、一〇九一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八九の一及び一〇九一と一体をなす国有地の一部、大字関金宿字土床一〇九八の四、一〇九九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字関金宿字下 天王</p>	<p>大字関金宿字下天王のうち九三七の二、九三七の四、九四八の一部、九五二の二の一部、九五二の二の一部、九五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九二四と一体をなす国有地以外区域並びに大字関金宿字上天王九五七、九五八の二の一部、九五八の二の一部、九五九の一部、九六〇の一部、九六〇の二の一部、九六一から九六六まで、九六七の一、九六八、九六九の一、九七五の二の一部、九七五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字関金宿字上 天王</p>	<p>大字関金宿字上天王のうち九五七、九五八の二の一部、九五八の二の一部、九五九の一部、九六〇の一部、九六〇の二の一部、九六一から九六六まで、九六七の一、九六八、九六九の二、九七五の二の一部、九七五の四の一部、九七</p>

<p>大字関金宿字山 崎</p>	<p>七の四、九七八、九七九、九八〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに九七〇の一、九七〇の三、九七二の二及び九七二の三と一体をなす国有地以外区域、大字関金宿字下天王九四八の一部、九五二の二の一部、九五二の二の一部、九五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字山崎九八五、九八六の一、九八六の二、九八七の一、九八七の二、九八八の一、九八八の二、九八九の一、九八九の二、九九〇、九九一の二、九九三の一、九九五の四、一〇〇〇の一、一〇〇一の一、一〇〇一の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字関金宿字大 坪</p>	<p>大字関金宿字大坪のうち一〇二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外区域、大字関金宿字下天王九二四と一体をなす国有地の一部、大字関金宿字上天王九七七の四、九七八、九七九、九八〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに九七〇の一、九七〇の三、九七二の二及び九七二の三と一体をなす国有地の一部、大字関金宿字上垣内一〇七九の一部、一〇八〇の一部、一〇八一、一〇八二、一〇八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字関金宿字茶山一〇三六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字関金宿字大坪山一六四九の二</p>
<p>大字関金宿字茶 山</p>	<p>大字関金宿字茶山のうち一〇三六及びこれらと一体をなす国有地以外区域</p>
<p>大字関金宿字上 垣内</p>	<p>大字関金宿字上垣内のうち一〇七九の一部、一〇八〇の一部、一〇八一、一〇八二、一〇八三の一部、一〇八八の</p>

<p>大字関金宿字土床</p>	<p>一の一部、一〇九一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八九の一及び一〇九一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字関金宿字大坪一〇二八の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字関金宿字大坪山</p>	<p>大字関金宿字土床のうち一〇九八の四、一〇九九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字郡家字足谷</p>	<p>大字郡家字足谷のうち一六四九の二以外の区域</p>
<p>大字郡家字榎谷</p>	<p>大字郡家字榎谷のうち三六六の一部、三八、三九の一部、四一の一部、四三の一部、四四の一部、四四の一部、四四の二の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七と一体をなす国有地以外区域、大字郡家字足谷八の五、大字郡家字足谷口四八の一部、四八の二、四八の三、四九の一部、四九の二、四九の三の一部、五〇の一部、五〇の二の一部、五〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字郡家字セウコウ六〇の三の一部、六一、六二、六三の一部、六三の三の一部、六三の四、六三の五の一部、六三の六の一部、六四の二の一部、六四の六、六四の七の一部、六四の八、六四の九及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字郡家字足谷口</p>	<p>大字郡家字足谷口のうち四八の一部、四八の二、四八の三、四九の一部、四九の二、四九の三の一部、五〇の一部、五〇の二の一部、五〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字郡家字セウコウ六〇の一、六〇の三の一部、六三の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字郡家字セウコウ</p>	<p>大字郡家字セウコウのうち六〇の一、六〇の三、六一、六二、六三の一、六三の三から六三の六まで、六四の二、六四の六から六四の九まで、六五の八、六七の二、六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字郡家字北田</p>	<p>大字郡家字北田のうち七四の二の一部、七七の一部、八〇の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字郡家字榎谷口三六六の一部、三八、三九の一部、四一の一部、四三の一部、四四の一部、四四の一部、四四の二の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七と一体をなす国有地以外区域、大字郡家字セウコウ六三の三の一部、六三の五の一部、六四の二の一部、六四の七の一部、六七の二、六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字郡家字向河内一一三の二の一部、一一三の六、一一三の七、一一五の一部、一一七の一部、一一七の二の一部、一一七の三、一一七の四、一一七の四、一一八の一部、一一八の二、一一八の三、一一九の一部、一二〇の一部、一二〇の二の一部、一二六の三、一二八の五及びこれらと一体をなす国有地以外区域、大字郡家字北田七四の二の一部、七七の一部、八〇の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字郡家字榎谷口木三一〇の二、三一、三二の二及び三二の五</p>
<p>大字郡家字向河内</p>	<p>大字郡家字向河内のうち一一三の二の一部、一一三の六、一一三の七、一一五の一部、一一七の一部、一一七の二の一部、一一七の三、一一七の四、一一八の一部、一一八の二、一一八の三、一一九の一部、一二〇の一部、一二〇の二の一部、一二六の三、一二八の五及びこれらと一体をなす国有地以外区域、大字郡家字北田七四の二の一部、七七の一部、八〇の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字郡家字榎谷口木三一〇の二、三一、三二の二及び三二の五</p>
<p>大字郡家字堂ノ本</p>	<p>大字郡家字堂ノ本のうち一三八の二と一体をなす国有地以外区域、大字郡家字向河内一二六の三、一二八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字郡家字中原</p>

<p>大字郡家字中原 向</p>	<p>大字郡家字中原向のうち一七二の二の二、一七四の二の二の二、一八五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の区域</p>	<p>大字郡家字中原</p> <p>大字郡家字中原のうち一九一の二、一九二の二、一九三の二、二〇七の二、二〇九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字山口字寺ノ前一二八の一、一二九の一、一二九の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郡家字横垣</p> <p>大字郡家字横垣のうち二二一の二の一部、二一九の二の一部、二二〇の一の一部、二二〇の三の一部、二二七の一部、二二八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字郡家字堂ノ本一三八の二と一体をなす国有地の一部、大字郡家字山根二三三の二の一部及び二三四の一部並びに大字郡家字ネレガ坪二八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郡家字山根</p> <p>大字郡家字山根のうち二二九、二三三の二の一部、二三四の一部、二三四の一、二三五の一部、二三五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字山口字寺ノ前一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郡家字箱道</p> <p>大字郡家字箱道のうち二七〇の一部、二七一から二七六まで、二七六の一、二七七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字郡家字横垣二二七の一部、二二八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二六の二と一体をなす国有地の一部、大字郡家字山根二二九、大字郡家字ネレガ坪二八五、二八六、二八七の一、二八八の一の一部、二八九の一、二八九の四、二九〇の三、二九一の一、</p>
<p>大字郡家字ネレガ坪</p>	<p>二九二の一、二九三の一の一部、二九四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字郡家字柚子ノ木三二五の一の一部、三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郡家字ネレガ坪のうち二八五、二八六、二八七の一、二八八の一、二八九の一、二八九の四、二九〇の三、二九一の一、二九二の一、二九三の一、二九四の一、二九五の一、二九六の一の一部、二九六内第二、二九六の六、二九七、二九七の一、二九七内第二、二九八の一部、二九八の一、二九八内第二、三〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字郡家字横垣二一九の二の一部、二二〇の一の一部、二二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郡家字柚子ノ木</p> <p>大字郡家字柚子ノ木のうち三二〇の二、三二一、三二二の二、三二五の二、三二五の一の一部、三二六の一部、三三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二八の三、三二八の七、三二九の二及び三三三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字郡家字箱道二七〇の一部、二七一から二七六まで、二七六の一、二七七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字郡家字ネレガ坪二九三の一部、二九五の一、二九六の一の一部、二九六内第二、二九六の六、二九七、二九七の一、二九七内第二、二九八の一部、二九八の一、二九八内第二、三〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字郡家字牛尊口三三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字郡家字隈ノ内四二四の一の一部、四二五の一、四二六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郡家字牛尊口</p> <p>大字郡家字牛尊口のうち三三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三三一、三三二の一及び三三三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>		

大字郡家字中津	大字郡家字溪田	大字郡家字出口	大字郡家字限ノ内	大字郡家字堂附ケ
<p>大字郡家字中津のうち三六三の二から三六三の四まで、三六四、三六五の二の一部、三六五の二の一部、三六六の一部、三六七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字郡家字溪田のうち四〇九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字郡家字中津三六六の一部、三六七及びこれらと一体をなす国有地並びに大字郡家字出口四一二の四の一部、四一三の二の一部、四一三の二の一部、四一七の二の一部、四一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郡家字出口のうち四一〇、四一一、四一二の四の一部、四一三の二の一部、四一三の二の一部、四一七の二の一部、四一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字郡家字柚子ノ木三三〇の二及びこれと一体をなす国有地、大字郡家字牛尊口三三一、三三二の一及び三三二の二と一体をなす国有地の一部、大字郡家字中津三六三の二から三六三の四まで、三六四、三六五の二の一部、三六五の二の一部、三六六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字郡家字溪田四〇九の一と一体をなす国有地の一部並びに大字郡家字限ノ内四二四の二の一部、四二六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郡家字限ノ内のうち四二四の一、四二五の一、四二六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字郡家字柚子ノ木三一八の三、三二八の七、三二九の二及び三二二と一体をなす国有地の一部、大字郡家字堂附ケ四五〇、四五一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字郡家字セウコウ六五の八</p>	<p>大字郡家字堂附ケのうち四五〇、四五一、四六九の一、四七〇の二、四七一、四七二の一、四七三の二、四七三</p>
大字郡家字山崎河原	大字郡家字横路	大字郡家字法大神		
<p>大字郡家字山崎河原のうち四八六の二、四八七の二、四八八の一、四八八の二、四八九の一、四九〇の四、四九三の一、四九四、四九四の一、四九五、四九六、四九六の一、四九七の二、四九七の五、四九九の二、四九九の三、五〇〇の一、五〇一の一、五〇一の二、五〇二の二から五〇二の四まで、五〇四の二、五〇五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字郡家字横路の全域、大字郡家字山崎河原四九六の二の一部、四九九の二、四九九の三、五〇〇の二の一部、五〇一の二の一部、五〇一の二、五〇二の二の一部、五〇二の二から五〇二の四まで、五〇四の二、五〇五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字郡家字法大神五二二の二から五二二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字郡家字下ズバイ谷五九〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字郡家字横路五九五の二の一部並びに大字関金宿字横路八一〇の三及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字郡家字法大神のうち五二二の二から五二二の三までの一部、五二八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字郡家字出口四一〇、四一一及びこれらと一体をなす国有地、大字郡家字堂附ケ四六九の一、四七〇の二、四七一、四七二の一、四七三の二、四七三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四七三の二と一体をなす国有地、大字郡家字山崎河原四九三の二、四九四、四九四の一、四九五、四九六、四九六の二、四九七の二、四九七</p>		

<p>大字郡家字下モ 高下</p>	<p>大字郡家字下ズ バイ谷</p>	<p>大字郡家字横路</p>	<p>大字山口字新助</p>	<p>前 大字山口字家ノ</p>
<p>の五、五〇〇の二の一部、五〇一の二の一部、五〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字郡家字下モ高下五五〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五三六の一、五三六の二、五三六の三、五三六の四、五三七、五三七の一、五三七の二、五三八、五四六の一、五四六の二、五五〇から五五二まで、五五四及び五五五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字郡家字下ズバイ谷のうち五九〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五三六の一、五三六の二、五三六の三、五三七、五三七の一、五三七の二、五三八、五四六の一、五四六の二、五五〇から五五二まで、五五四及び五五五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字郡家字横路のうち五九五の一及び五九五の二以外の区域</p>	<p>大字山口字新助の全域、大字山口字家ノ前一一の二の一部、一一の二及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字屋敷六八の一部、六九の二、七〇から七六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字山口字法大神七七の四、八五の一、八五の二、八七の四及び八七の九、大字山口字小黒口一一四の二並びに大字郡家字中原一九一の二、一九二の二、一九三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山口字家ノ前のうち一一の二の一部、一一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字山口字屋</p>
<p>大字山口字屋敷</p>	<p>大字山口字法大神</p>	<p>大字山口字小黒</p>	<p>前 大字山口字寺ノ</p>	<p>口 大字山口字黒谷</p>
<p>敷六七、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山口字法大神のうち七七の四、八五の二、八七の四、八七の九、八八の一、八八の四、八八の五、九七の九、九八の一の一部、九八の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山口字屋敷四六及び四九と一体をなす国有地、大字山口字黒谷口一一九の五の一部並びに大字山口字出畑四七二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四七二の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字山口字小黒のうち一一四の二、一一二の二の一部、一一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山口字法大神八八の一、八八の四及び八八の五並びに大字山口字寺ノ前一一四の二の一部、一一五の二の一部及び一一五の四</p>	<p>大字山口字寺ノ前のうち一二四の一部、一二五の二の一部、一二五の四、一二八の一、一二九の二、一二九の三、一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山口字小黒口一一二の二の一部、一一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字郡家字中原二〇七〇合併の一、二〇九の一及びこれらと一体をなす国有地、大字郡家字横垣一一の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字郡家字山根二三四の一部、二三四の一、二三五の一部、二三五の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山口字黒谷のうち二二九の五の一部、二二一の三、二二四の二、二二四の四、二二六の一の一部、二二六の二</p>

大字山口字下黒谷	<p>の1部、二二六の三、二二六の四の1部及びこれらと1体をなす国有地以外の区域、大字山口字法大神九八の1の1部、九八の六の1部及びこれらと1体をなす国有地並びに大字山口字塚根四六九の1部、四七〇の1部及びこれらと1体をなす国有地</p>
大字山口字黒谷	<p>大字山口字下黒谷のうち二三八の1部、二三九の1部及びこれらと1体をなす国有地以外の区域、大字山口字黒谷口二二一の三、二二四の二、二二四の四、二二六の1の1部、二二六の2の1部、二二六の三、二二六の四の1部及びこれらと1体をなす国有地、大字山口字黒谷二五六の三、二五六の四、二五七の三及びこれらと1体をなす国有地並びに大字山口字塚根四五七の1部、四六三の1部、四六四、四六五、四六六の1部、四六七の1部及びこれらと1体をなす国有地</p>
大字山口字塚根	<p>大字山口字黒谷のうち二五六の三、二五六の四、二五七の三及びこれらと1体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字山口字塚根のうち四五七の1部、四六三の1部、四六四、四六五、四六六の1部、四六七の1部、四六九の1部、四七〇の1部及びこれらと1体をなす国有地以外の区域、大字山口字法大神九七の1部及びこれと1体をなす国有地、大字山口字黒谷口二一九の五の1部、大字山口字下黒谷二三八の1部、二三九の1部及びこれらと1体をなす国有地並びに大字山口字出畑四七二の1の1部、四七四の1部、四八一の二、四八一の九、四八二の1部、四八三の二、四八九の六及びこれらと1体をなす国有地</p>
大字山口字出畑	<p>大字山口字出畑のうち四七二の1の1部、四七四の1部、四八一の二、四八一の九、四八二の1部、四八三の二、四八九の六及びこれらと1体をなす国有地並びに四七二の1と1体をなす国有地の1部以外の区域</p>

鳥取県告示第百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による明間地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十五年七月一日現在の地番による。）
赤松字掘越	赤松字掘越の全域並びに赤松字家ノ奥一三二の1部、一三六の1部、一三七、一四六及びこれらと1体をなす国有地の1部並びに一三八と1体をなす国有地の1部
赤松字家ノ奥	赤松字家ノ奥のうち一三二の1部、一三六の1部、一三七、一四六及びこれらと1体をなす国有地の1部並びに一三八と1体をなす国有地の1部以外の区域
赤松字下尻谷	赤松字下尻谷の全域、赤松字前尻谷三四九の一から三四九の三まで、三五〇の一、三五二、三五三、三五四の一、三五五、三五六の1部、三五八の1部、三五九の1部及びこれらと1体をなす国有地、赤松字鉢屋ヶ平ル三六〇、三六四の1部、三六五、三六六の1部、三六七の二の1部、三六八の1部及びこれらと1体をなす国有地並びに赤松字大下三八一の1部及びこれと1体をなす国有地

赤松字鉢屋ヶ平	赤松字鉢屋ヶ平のうち三六〇、三六四の一部、三六五、三六六の一部、三六七の二の一部、三六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに赤松字古明間の全域
赤松字前尻谷	赤松字前尻谷のうち三四九の一から三四九の三まで、三五〇の一、三五二、三五三、三五四の一、三五五、三五六の一部、三五八の一部、三五九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
赤松字大下	赤松字大下のうち三八一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
赤松字牛屋原	赤松字牛屋原の全域並びに赤松字池道ノ下四七四の一部及び四七六の一部
赤松字池道ノ下	赤松字池道ノ下のうち四七一、四七二の一、四七三の一、四七四の一の一部、四七六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
赤松字門野道脇	赤松字門野道脇の全域、赤松字池道ノ下四七一、四七二の一、四七三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに赤松字菖蒲谷四八七の三、四八八の一、四八八の二、四八九の一、四九〇の四、四九〇の五、五〇〇の三、五〇一の一部、五〇二の一、五〇三の一、五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地
赤松字菖蒲谷	赤松字菖蒲谷のうち四八七の三、四八八の一、四八八の二、四八九の一、四九〇の四、四九〇の五、五〇〇の三、五〇一の一部、五〇二の一、五〇三の一、五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	赤松字古明間

鳥取県告示第百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る関金地区第二工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大山町から同町が行う土地改良事業に係る明間地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三